

| 番号   | 内 容                                                                                                                       | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 条例案には、迷惑の行為とされる「法令に違反する行為」「長時間居座る行為」「社会的相当性を逸脱」の場合適応させるとありますが、これらの行為に客観的な基準がないことです。これらの行為で条例違反が適応されれば、事例の差が生じ、町内に混乱が生じます。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第2条第1項第5号に記載あります「不当要求行為」の定義にあります「法令等に違反する行為を行うこと」につきましては、違反する行為という明確な基準であると考えます。「正当な理由なく長時間居座る行為」につきましては、一定の基準を設けることで客観的な基準になるものと考えます。「その他社会的相当性を逸脱し、職員の業務に支障を生じさせる行為」につきましては、記載のとおり、条例に記載されておらず、現時点では想定されない例に関する規定でありますので、ご理解をお願いします。      |
| (2)  | 違反と判定する第三者が、不在であることで、時の首長の思いに沿った結果を生みやすくなります。住民が納得する結果は得られない。                                                             | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>ご意見の中で「違反と判定する第三者が、不在である」とありますが、条例案第8条にて、「公正職務審査会」を設置する制度であり、本審査会では、町長からの諮問により、法律、条例などの法令に沿った判断を行います。町長は、本審査会からの意見を尊重し、決定することになることから、恣意的な判断にはならないと考えられます。                                                                                      |
| (3)  | 特別に変わった要求には一般社会的法に基づいて、時間を要しても納得してもらおうのが、公務員、役場職員の任部と思います。                                                                | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>ご意見の中で「特別に変わった要求」とありますが、特別に変わった要求がどのような事例かによりますが、条例案第2条第1項第5号に規定する不当要求行為に該当しない限り、条例案第3条第1項に規定する「職員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない」とおり、職員として、要求に適切に対応すべきものであります。                                                                                        |
| (4)  | 過去に身分証明の申請で、つい大声を出してしまいました。もし、この条例がでたら該当するのではと危惧します。                                                                      | 過去の証明書発行手続きにおいて、ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。条例案第2条第1項第5号に規定する不当要求行為に該当しない限り、本条例案に該当するものではありませんので、ご理解をお願いします。                                                                                                                                                                 |
| (5)  | 今回の条例案には、迷惑行為とされる「法令に違反する行為」「長時間居座る行為」「社会的相当性を逸脱」の場合適応させるとあるが、これらの行為に基準がない。                                               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No1のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                     |
| (6)  | 違反と判定するのは誰なのか。                                                                                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No2のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                     |
| (7)  | 時の町長の思い出判断されるとしたら町民の納得は得られない。                                                                                             | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No3のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                     |
| (8)  | 役場は我々町民の税金で職員を雇い、町民に色々なサービスをする機関だから、この条例に反対する                                                                             | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>ご意見いただきましたとおり、役場職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきものであり、町民の皆様には様々な形で行政サービスを提供するものと考えます。しかし、稀に、不当要求行為を行う方に、職員の多大な時間と労力をかけてしまうことは、全体の奉仕者として、公益を損う恐れがあることから、本条例案により、不当要求行為を定義させていただき、正当性が認められない要求に対応するものであります。                                           |
| (9)  | 町民は、逆切れして、暴力などふるうかもしれません。その時は警察のひとを呼び、つき出すのですか。そして、訴訟沙汰になっていくかもしれません。その規範はどこにあるのでしょうか。                                    | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>いかなる理由がありましても暴力ではなく、話し合いが望まれます。本条例案は、不当要求行為を定義させていただき、正当性が認められない要求に対応するものですので、ご理解をお願いします。                                                                                                                                                      |
| (10) | 官側の人は、どんな人の意見も聞き、対処しなければならない義務があります。従って、解決方法の一つ、民間のサービス会社のように、専門の担当課を作り、職員をふやし、教育して苦情を聞くことです。                             | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第3条第2項に規定していますとおり、職員は、法令等の遵守の重要性を認識しながら、町民全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部の者に対してのみ有利又は不利な扱いをする等差別的な取扱いをしてはならないとあります。ご意見にありますとおり、どんな人のご意見も聞かせていただきながら、真摯に対応することが必要です。職員は、町民の皆様からのご意見を苦情と捉えるのか、行政運営の課題解決に向けた助言と捉えるのか、組織風土の向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。 |
| (11) | 昨年9月議会定例会で否決された条例だが、採決で出された意見に対して、その後、どのような取り組みをされてきたのか、説明して下さい。                                                          | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>町議会でいただきましたご意見につきましては、役場内で協議、検討を行いました。再検討を行った結果、条例案のとおり、語句の修正、追加を行い、町民の皆様へのご意見を伺うパブリックコメントの実施に至ります。                                                                                                                                            |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                   | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (12) | 今、このような条例を当町で制定しなければならない、当町の状況について説明して下さい。                                                                                            | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>報道等でもご承知のとおり、全国的にカスタマーハラスメント（顧客による不当要求行為）が問題となっており、官民間わず労働者の心理的安全性が確保できない事態が増加傾向にあります。</p> <p>町におきまして、これまでに、不当要求行為が疑われる事例を確認し、報告を受けており、町役場としまして、心理的安全性の確保が難しい状況があります。</p> <p>このことから、町としましては、公務において、不当要求を行う一部の方々に多大な時間と労力をかけることは、全体の奉仕者として、公共の公益のために勤務をすべき、地方公務員の本来の姿とは、かけ離れたものであることから、公務能率を意識した対応の一つとして、本条例案を検討したところであります。</p> |
| (13) | 町を訪れた町民に対して、町職員の対応の不手際によって、ことが紛糾したことにより、結果的に、多大な時間と労力をかけることは、無かったのでしょうか。                                                              | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>様々な行政手続きにおいて、担当する職員は業務を十分に理解し、誠実に対応しているところではありますが、対応する職員又は事務遅延など、その業務内容によっては、町民の皆様へ、ご心配、ご迷惑をおかけする場合があります。その際は、ご指摘のとおり、多大な時間及び労力をかけてしまうこともあります。が、町としましては、リスク管理体制を構築しており、情報共有を行いながら、再発防止に向けて取り組んでおります。</p>                                                                                                                       |
| (14) | 今般のパブリックコメントについて、「意見募集期限」を「令和6年6月18日から7月19日まで」としていますが、広報誌やぶき7月号に掲載されたことから、「令和6年7月1日から7月31日まで」としなければならなかったのではないですか。                    | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本件につきましては、意見募集期限を令和6年6月18日から7月19日までとしており、広報やぶきでの公表だけでなく、6月18日から、町役場総務課、総合窓口、複合施設KOKOTTO、あゆり温泉での紙面による公表及び町ホームページでの公表を行っておりますので、ご理解をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                  |
| (15) | 町民説明会をしないで、意見を求めるのは何故ですか。                                                                                                             | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本条例案は、条例案作成の段階であり、パブリックコメント制度を利用し、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、実施しているものであります。</p> <p>一般的に町民説明会など、町民へ広く周知するツールを活用するのは、計画や制度などが確定し、広く周知する必要があるものと理解しており、現時点で、本制度は、そのような段階ではないと考えますので、ご理解をお願いします。</p>                                                                                                                              |
| (16) | 【第1条】<br>「職員の法令、倫理遵守の徹底をはかるための基本原則を定める」と記載されていますが、これは、地方公務員の服務規律等で定められていることであり、この条例で改めて定めるものなのですか。                                    | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本条例案の第1条は、目的を定めるものでありますが、地方自治体が制定する例規（条例、規則、要綱、規程など）は、その例規の目的を記載するものが多くあります。</p> <p>一般的に、国による法律、県や町による条例において、漏れなく規定した場合、時代の変化に合わせて、迅速、柔軟に改正することが難しくなることから、大枠を法律や条例で規定した上で、細目的事項を政令や規則に委任することがあります。</p> <p>職員の公正な職務執行を確保するため、本条例案では、専ら、不当要求行為に対する取り扱い等を定めているものであり、地方公務員法や服務規程とは目的を異にするものと考えております。</p>                           |
| (17) | 【第1条】<br>「矢吹町職員の公正な職務執行を確保するために必要な事項を定める」「町政に対する信頼を確保し、」「公益の増進を図る」と記載されていますが、このことが、第2条以下の各条項にどのように具体化されているのか、全体を通じて見えません。             | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>第1条は、本条例案の目的を規定しております。第1条の目的を達成するために、第2条以降の規定を定めるものであります。ご理解をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (18) | 【第2条】<br>要望等について、この中に、「逡減、提案、意見、苦情その他これらに類する行為」とありますが、これらのことを不当要求の対象とすることは、町民の基本的な権利を抑制する懸念が、非常に大きくなります。何故、ここまです、拡大する必要があるのか、説明して下さい。 | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>第2条は、本条例案の定義を規定しております。条例案第2条第1項第4号では、「要望等」の定義を「町政又は当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情その他これらに類する行為」としてありますが、条例案第2条第1項第5号では、不当要求の対象としているのは、これら要望等のうち、「特定の者に対して有利又は不利な取扱い」「特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げる」などの一部の行動であります。</p> <p>ご意見いただきました「町政又は当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情その他これらに類する行為」の全てを抑制しているものではありませんので、ご理解をお願いします。</p>              |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                                                              | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (19) | <p>【第2条】</p> <p>不当要求行為について、個別の事案が、揭示された事項とどのように結びつくのか示されていないため、条文が、適切なものか、行過ぎたものか、判断できません。</p>                                                                                   | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本条例案の第2条第1項第5号は、不当要求行為を定義するものであります。</p> <p>一般的に、国による法律、県や町による条例において、漏れなく規定した場合、時代の変化に合わせて、迅速、柔軟に改正することが難しくなることから、大枠を法律や条例で規定した上で、細目的事項を政令や規則に委任することがあります。</p> <p>ご意見いただきました個別の事案が、提示された事項にどのように結びつくかは、本条例案の細則として「施行規則」の中で規定するか検討するものになりますので、ご理解をお願いします。</p>                                                                                      |
| (20) | <p>【第2条】</p> <p>アに揭示された6つの行為は、不法行為に近いものであり、これまでも既存の規則等で対処されてきたものを、ここで、改めて揭示する意義を説明して下さい。</p>                                                                                     | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>これまで町として、既存の規則等で同様の表現として、不法行為に近いものの規定があったとしても、それら行為を町として、条例にて新たに不当要求行為を定義することで、これら行為に毅然とした対応ができるよう制定するものでありますので、ご理解をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| (21) | <p>【第2条】</p> <p>イに揭示された（ア）～（エ）の行為は、犯罪行為ですが、（オ）～（キ）が起きるのは、どのような要因によって起きるのですか。</p> <p>また、「正当な理由なく」ということばは、判定が難しく、このような記載をすることは、不適切です。実態を明らかにして、効果的な対策を立てることができることを見据えたものが必要です。</p> | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>第2条第1項第5号イ(オ)～(キ)に規定する行為は、主に、職員の説明等により、当事者となる方（町民）と町との考えにギャップが生じることによって生じるものと考えられます。</p> <p>一般的に、国による法律、県や町による条例において、漏れなく規定した場合、時代の変化に合わせて、迅速、柔軟に改正することが難しくなることから、大枠を法律や条例で規定した上で、細目的事項を政令や規則に委任することがあります。</p> <p>ご意見いただきました「正当な理由なく」につきましては、上記のとおり、状況に合わせて柔軟に対応したり、時代の変化に対応するために、記載しているものであり、今後「施行規則」などで、必要に応じて、具体的に規定してまいりますので、ご理解をお願いします。</p> |
| (22) | <p>【第2条】</p> <p>イ（ク）「その他社会的相当性を逸脱し、職員の業務に支障を生じさせる行為」という記載があります。</p> <p>「不当要求行為」に該当するかどうか判断の難しいことを揭示しており、不適切です。条例の上で記載する「不当要求行為」は、限定列举によらなければなりません。</p>                           | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>一般的に、国による法律、県や町による条例において、漏れなく規定した場合、時代の変化に合わせて、迅速、柔軟に改正することが難しくなることから、大枠を法律や条例で規定した上で、細目的事項を政令や規則に委任することがあります。</p> <p>ご意見いただきました「不当要求行為」につきましては、本条例案に限定列举で記載するものではなく、「施行規則」などで、状況に合わせて柔軟に対応したり、時代の変化に対応することが必要であると考えます。今後「施行規則」などで、必要に応じて、具体的に規定してまいりますので、ご理解をお願いします。</p>                                                                        |
| (23) | <p>【第3条】</p> <p>役場職員の服務規律等が既に設定されているものと考えますが、その規定と異なる記載はあるのですか。併せて、公益通報との関係も示さないと、片手落ちですね。</p>                                                                                   | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本条例案第3条は、職員の責務を規定するものであり、条例に規定することで、資質、公平性、公務員倫理、意欲、情報漏洩など、職員の責務を明確にすることで、職員の不祥事を起こさないための規範を示したものであります。公益通報制度は、町では、既に平成24年度に制定しております。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| (24) | <p>【第4条】</p> <p>一般的な事項の記載に止まっていますが、この条例の中で果たす役割のうち重要な事項を記載することが通例なのですが、記載がありませんね。</p>                                                                                            | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>ご意見いただきました「条例にて、重要な事項を記載することが通例」について、再度、他自治体の事例を確認させていただき、本条例案に追加するか検討させていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (25) | <p>【第5条】</p> <p>条例の中で、主要な措置を記載して下さい。厚生労働省告示が示すように、体制を整備することが対策の基本です。</p>                                                                                                         | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>ご意見いただきました「厚生労働省告示が示すように、体制を整備すること」について、本条例に追加するか検討させていただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (26) | <p>【第8条】</p> <p>「その権限に属させられた」とは。どの条項で規定されているのですか。</p>                                                                                                                            | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本条例案第2条第1項第5号のとおりです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (27) | <p>【第8条】</p> <p>「前2号に掲げるもののほか、公正な職務執行の確保に関し町長が必要と定める事項」と記載されていますが、どのような事項があるのでしょうか。明記して下さい。</p>                                                                                  | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>本条例案第8条第1項第1号及び第2号に規定する不当要求行為に関すること、公正な職務執行を確保するために必要な体制整備に関すること以外に、公正な職務執行を確保するために、本審査会で議論すべき事項を明記しています。どのような事項とのご意見ですが、これは、今後、時代の変化に合わせて生じることが見込まれる事項でありますので、ご理解をお願いします。</p>                                                                                                                                                                   |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                                                                                            | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (28) | <p>【第8条】</p> <p>第3項は、「審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める」と記載されていますが、重要な事項（委員会の構成、委員を選任する方法、開催手続き、何を基準として審議するのか、審議の票決、審議結果の取り扱いなど）について、何も条例に定めを置かないのは、不適切です。「規則」は、誰が、設定、改廃できるのですか。</p> <p>上記のことから、この審議会の機能が分かりません。</p> | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>No22で回答しましたとおり、細かい事項は施行規則などで規定するのが一般的です。</p> <p>規則は、町長（教育委員会など）が制定、改廃を行うことができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| (29) | <p>【第12条】</p> <p>第2項で、「対策責任者は、職員から前項の規定による報告を受けたときは、要望等が不当要求行為に該当するかどうかを判断した上、」と記載されていますが、対策責任者は、どのような判断に基づいて、町民等からの要望が「不当要求行為」にあたると判断できるのか、どこで規定するのか分かりません。</p>                                               | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>条例案第12条第2項における対策責任者による不当要求行為に該当するかどうかの判断につきましては、条例案第2条第1項第5号に記載する不当要求行為の定義に該当するか否かになります。</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| (30) | <p>【第12条】</p> <p>「その他不当要求を中止するため必要かつ適当な措置を講ずるものとする」と記載されていますが、この部分は削除すべきです。その他の措置が想定されるのであれば、あらかじめ、規定しておかなければなりません。</p>                                                                                        | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>ご意見いただきました「その他不当要求を中止するため必要かつ適当な措置を講ずるもの」については、あらかじめ規定するか検討してまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (31) | <p>【第13条】</p> <p>第2項で、「町長は、警告をする場合又は不当要望等が不当要求行為に該当するかどうかの判断に必要と認める場合、」と記載されていますが、審議会に諮問しないで、警告する場合とは、どのような場合なのでしょう。</p>                                                                                       | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>条例案第13条第2項に規定する「警告をする場合・・・は、あらかじめ、審査会に諮問し、その意見を求めることができる」について、審議会に諮問をしない場合は、緊急性が高く、審議会委員に諮らなくても、明らかに、不当要求行為に該当する場合が想定されます。</p>                                                                                                                                                                                                |
| (32) | <p>【第13条】</p> <p>第3項で、「前項の規定にかかわらず、対策責任者は、不当要求行為が行われた場合は、不当要求者に対して、注意することができる」と記載されていますが、「警告」と「注意」は何が異なるのですか。ここで、規定する目的は何ですか。</p>                                                                              | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>条例案第13条第1項に規定する「警告」と同条第3項に規定する「注意」の違いは、書面により行うものが警告で、口頭により行うものが注意となります。</p> <p>町としまでも、町民の皆様へ書面による警告を行うことを望んでいるものではありませんので、口頭により行う注意から、段階的に警告となる仕組みであることをご理解をお願いします。</p>                                                                                                                                                       |
| (33) | <p>【第14条】</p> <p>「前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項」と記載されていますが、この号は、削除すべきです。重要な事項であり、あらかじめ、規定しておかなければなりません。</p>                                                                                                         | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>条例案第14条第1項第3号に規定する「前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項」については、例外的なものとして、公表するに至った経過を踏まえて、町長が必要と判断したものを公表できることを規定したものです。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| (34) | <p>【第14条】</p> <p>第2項で「ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」と記載されていますが、「特別な理由」とは何ですか。この条項を置く目的は何ですか。不当要求者が「意見を述べる機会」は、どの場所で行われるのですか。なお、不当要求者が「意見を述べる機会」が与えられた後に、公表しないと町長が判断することがあるということですか。</p>                       | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>条例案第14条第2項における「ただし、町長が特別の理由があると認めるとき」については、例えば、例えば、条例案第1項第5号に規定する不当要求行為のうち、犯罪となりうる明らかな違法行為があった場合、通常、不当要求行為者に対する「意見を述べる機会」を求めることにより、書面又は審査会の開催、出席などで、公表までの時間を要する場合、又は、不当要求行為者と連絡がとれず、「意見を述べる機会」を設けることができない場合は、速やかな町民への説明ができなくなることが想定されます。このことから、犯罪などの明らかな違法行為があり、速やかな公表を求められる場合に限り、町民への説明責任として、速やかな公表が求められることを想定したものであります。</p> |
| (35) | <p>【第14条】</p> <p>審議会に諮問せずに公表することも、参考資料10ページには記載されていますが、どの規定に基づいて、このようなことができるのですか。</p>                                                                                                                          | <p>ご意見いただき、ありがとうございました。</p> <p>パブリックコメント参考資料10ページのフロー図にある、審議会を諮問しないで公表するのは、条例案第14条第2項にある規定のとおりです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (36) | 【第14条】<br>第3項は、不当要求者が「意見を述べる機会を与えた」後に審査会に諮問するような規定ぶりです。不当要求者が「意見を述べる機会」の場合は、第3者が出席する中で為されなければ、「意見を述べる機会」を置く意味がありません。               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No34で回答しましたとおり、不当要求行為者からの意見を踏まえた上で、審査会に公表に関する諮問を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (37) | 【第15条】<br>警察へ情報提供する目的は何ですか。<br>職務に危害を与える恐れがある場合の対処とは異なり、このような情報提供をすることは、行きすぎではないですか。                                               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第15条では「必要に応じ、警察その他の関係機関に対して、当該不当要求行為に係る情報を提供することができる」とあります。<br>条例案第2条第1項第5号イでは、「身体又は物を用いて暴行を加え、又は加えようとする行為」「脅迫的行為」「長時間居座る行為」など、職員の心理的安全性を確保するために必要な情報を警察等関係機関に情報を提供することができるとなっておりますので、全ての事案について、警察等関係機関に情報提供するものではないことをご理解ください。                                                                                                               |
| (38) | 【第15条】<br>「その他の関係機関」とは、どのような機関ですか。情報提供する目的は何ですか。他の法令に抵触するすることはないですか。                                                               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第15条に規定する「その他の関係機関」については、不当要求行為に関係する機関を想定しています。他の法令に違反する情報提供は行いません。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (39) | 【第16条】<br>民事保全法（平成元年法律第91号）、民事訴訟法（平成8年法律第109号）を使って、不当要求行為を中止させなければならない「不当要求行為」は、第2条に掲示されたどのような案件が該当するのですか。                         | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第16条に規定する法的手段は、第2条第1項第5号で定義する「不当要求行為」を継続し、町からの文書による警告の後も、「不当要求行為」を継続し、公表に係る意見を聴取しても、「不当要求行為」を継続し、公表になった後も「不当要求行為」を継続している案件となります。                                                                                                                                                                                                              |
| (40) | 【第16条】<br>第3項の「その他町長が特に必要と認めるときは」は、どのような場合ですか。重要な措置ですから、具体的に規定しなければなりません。                                                          | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第16条第3項に規定する「その他町長が特に認めるとき」については、文書での通知、警告を行ったにも関わらず、不当要求行為等を継続しており、かつ、不当要求行為等により職員及び町役場に対して、重大な人的被害、物損被害などが生じることで、2度の審査会への諮問、回答を踏まえながら、法的手段を行うことが妥当とする状態を想定しています。                                                                                                                                                                            |
| (41) | 【第16条】<br>「不当要求行為」対策と民事保全法、民事訴訟法がどのように関係するのか、分かりません。                                                                               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第16条第3項に規定する「民事保全法」と不当要求行為との関係については、一般的に、不当要求行為が継続し、業務に支障が出るような場合、今後の同様の不当要求行為に対し、速やかな対応が求められます。従って、民事保全法第13条に規定する仮処分の手続を利用することで、迅速に不当要求行為へ対応することができます。例えば、街宣活動禁止の仮処分、架電禁止の仮処分、面談要求禁止の仮処分、立入禁止の仮処分などがあげられます。<br>また、仮処分手続は「仮の」手続ですので、最終的な権利義務の関係を、民事訴訟法に基づく訴訟手続により決するようになります。例えば、不当要求行為によって、町に損害が発生した場合には、別途、不当要求者に対して、損害賠償請求訴訟を提起することも考えられます。 |
| (42) | 「条例」で定めなければならない事項と、「規則」で定める事項との関係をどのように整理しているのか見えません。<br>さらに、今回は、規則部分を提示していないので、全体が見えません。                                          | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>「条例」と「規則」の関係につきましては、No16の回答をご覧ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (43) | 「条例」や「規則」は現実には生じる具体的な事象を対象に、それを、分析し、体系化した上で、対応するときの拠りどころとなるようなものにする必要があります。しかし、今般の条例（素案）は、具体的な事象について、何も伝えないで、条文だけの提示に止めているため、不備です。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>「条例」における条文の明示に対する考え方につきましては、No16の回答をご覧ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (44) | （定義）第2条（4）要望等の項で、「提言、提案、意見、苦情その他これらに類する行為」とあります。これらのことを不当要求の対象とすることは、町民の基本的な権利を抑制する懸念が、非常に大きくなり、重要な問題です。                           | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No18のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                                                                                         | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (45) | (定義) 第2条 (5) 不当要求行為のイ (ク) 「その他社会的相当性を逸脱し、職員の業務に支障を生じさせる行為」という記載は、「不当要求行為」に該当するかどうかの判断が難しく、拡大して運用される懸念を残します。                                                                                                 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No22のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (46) | (公正職務審査会) 第8条第3項は、「審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める」としており、重要な事項(委員会の構成、委員を選任する方法、開催手続き、何を基準として審議するのか、審議の票決、審議結果の取り扱いなど)について、条例の中に定めを置かないため、「公正職務審査会」の機能が不明確になり、審査会を置く意味が分からなくなっています。                             | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No28のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (47) | 条例(素案)は、「不当要求行為」と認識された場合、不当要求者に対して、それを中止させるため、「注意」「警告」「公表」「警察その他関係機関に情報提供する」としています。しかし、これでは、窓口職員と町民との接点が悪化するばかりです。                                                                                          | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No10のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (48) | 厚生労働省告示は、地方公共団体を指導対象としていませんが、これを参考として、対応マニュアルを作成し、研鑽・実践している自治体もあります。今、なすべきことは、そちらの方に傾注することではありませんか。                                                                                                         | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>ご意見いただきましたとおり、町では職員向けに「対応マニュアル」を作成し、職員研修を行い、研鑽し、実践する予定であります。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (49) | 6月18日からの意見募集の本件を広報やぶき6月号で公表しなかったのは疑問として残ります。                                                                                                                                                                | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>本パブリックコメントのお知らせにつきましては、広報7月号で掲載したところでありますが、広報6月号におきましても、お知らせを掲載し、広く町民の皆様へ伝えることも可能でありました。ご意見を踏まえ、今後の業務の参考にさせていただきます。                                                                                                                                                                                                    |
| (50) | 「やぶき議会だより201号」によると、同名の条例が否決されているが、反対意見を参酌し、検討し、内容を替えて提案しているのですか。                                                                                                                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No11のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (51) | 昨年9月以降、「不当要求」が多発し、早急に対応すべくこの条例を成立させなければならないのですか。                                                                                                                                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No12のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (52) | 厚生労働省の指針・マニュアルにより、「顧客・取引先・利用者による不当要求行為」を想定していると考えると知りました。一般町民は、顧客等ではありません。従って、矢吹町が契約している、委託事業主・職員。契約工事の社長・職員。業務契約者備品購入先。との関係に「不当要求行為」が見られるのですか。<br>「住民が行政機関に対する場合と、民間の顧客不当要求行為は、同じ枠組みでは、考えられないのではないか」と考えます。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>はじめに、厚生労働省によるカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)の指針等は、主に民間企業を対象とした顧客対応に関する指針ですが、本指針に加えて、国の人事院規則での取り組みとして、「他の事業主の雇用する労働者や顧客等からの著しい迷惑行為(カスハラ)」についての追加対策として、公務員に対するカスハラ対策があり、昨今の東京都カスハラ条例にある様に、官・民間問わず、カスタマーハラスメントは存在し、その対策が問われております。<br>本案は、不当要求行為に関する定義及び対応等について明記しており、この内容に関するパブリックコメントをいただく場ではありますが、本条例案第5条のとおり、対象となるのは町民となります。 |
| (53) | 町民が、役場に出向き、質問・要望・相談・意見・提案・経過確認等の行為は、当然であると思うし、行政の苦情対応は、本質的に、民間企業の対応と同様に扱って良いものなのか、「住民」と「顧客」の意味を再考・検討する必要があるのではないのでしょうか。                                                                                     | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No18及びNo53のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (54) | 条例がつくられなくても、不当要求行為は、処置できます。                                                                                                                                                                                 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No12のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (55) | 【第1条】<br>すでに各法令等に定められている公務員必携の内容で、屋上屋の内容で、本条例の目的をしめていないではないか。                                                                                                                                               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No16のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                               | 町 回 答                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (56) | 【第2条】<br>不当要求行為を要望等と限定し、矢吹町独特の、法定の犯罪行為も含む14件を揚げ「不当要求行為」と定義した。顧問弁護士との協議がなされたのか。                                                                    | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>本条例案は、顧問弁護士と協議しながら作成したものであります。                                                                                                                                                      |
| (57) | 【第2条】<br>行政に対する、職員・町民の「声」を「不当要求行為」と掲げている例はあまり見ない。                                                                                                 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>町民の声に真摯に耳を傾けることは、当然のことではありますが、中には、本条例案で規定する不当要求行為に該当するような事案もあったことから、条例案に基づき、不当要求行為につきましては、毅然とした対応をしてまいります。                                                                          |
| (58) | 【第2条】<br>イ、（カ）（キ）などはセクハラともとれる<br>判定は、町が行い、町民を黙らせる施策か、町民の基本的権利を抑圧する懸念が非常に大きくなり、看過できない問題です。                                                         | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No19のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                         |
| (59) | 【第3条】<br>再確認としてここに揚げるのですか。それとも徹底していない現状なのですか。                                                                                                     | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No23のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                         |
| (60) | 【第4条】<br>条例で（管理職の責務が）ふえる役割は明示しないのですか。重大責務はあります。                                                                                                   | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No24のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                         |
| (61) | 【第8条】<br>任務内容、権限、組織を明示すべき。規則で決めるのはおかしい、規則は誰が定めるのか。改廃は。<br>審査会委員には、町民代表・法律専門家が含まれるのか。<br>人権問題として法的係争も予想されるのではないか。                                  | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No28のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                         |
| (62) | 【第12条】<br>不当要求行為等への対応について、対策責任者の判断基準は、どこに示されているのか。それぞれ自己判断になるのか。                                                                                  | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No29のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                         |
| (63) | 【第12条】<br>不当要求行為等への対応について、町長は、警告、公表、中止処置を講ずるとしているが、第13条、第14条と重複するのではないか。中止させるための必要かつ適当な処置とはどんな処置か。                                                | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第12条第3項の規定において、町長は警告、公表、中止させるために必要かつ適当な措置を講ずる旨、町長の権限を規定し、第13条及び第14条では、警告及び公表に係るそれぞれの手続きの詳細を規定しているので、重複としないことをご理解をお願いします。<br>また、不当要求行為等の内容に応じて、警告や公表以外に効果的な措置ができる場合を想定したものととなります。 |
| (64) | 【第13条】<br>警告について、町長は、審査会に諮問して警告する場合と諮問しないで警告することがあるが、その判断基準はどこにあるのか。<br>審査会に諮問する場合、該当者を出席させ問うのか。<br>対策責任者が「注意」とあるが、「警告」と「注意」の違いは誰が判断するのか。どこが違うのか。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第13条につきましては、No31及びNo84の回答でご確認ください。<br>なお、審査会におきましては、必要に応じて、不当要求行為者を出席させ、意見を述べる機会を設けることがあります。                                                                                     |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                                                                                                        | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (65) | 【第14条】<br>公表について、「町長が必要と認める事項」とはなにか。<br>該当者が意見を述べる場合は、審査会でなければ、聞き置く終りで、無意味ではないか。                                                                                                                                           | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No33のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                   |
| (66) | 【第15条】<br>警察への情報提供の目的は、刑法にかかわる事犯と解釈してですか<br>関係機関とは、どこを指すのですか。                                                                                                                                                              | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>警察への情報提供については、不当要求行為が明らかな違法行為である場合に行うことを想定しています。<br>No38のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                               |
| (67) | 県内において、同じような条例を制定している所があるのか。                                                                                                                                                                                               | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>県内において、不当要求行為に関する条例として、二本松市（二本松市不当要求行為等対策条例）、鏡石町（鏡石町不当要求行為等対策条例）、北塩原村（北塩原村不当要求行為等排除対策条例）で制定しているのを確認しております。                                                                                                    |
| (68) | 【第1条】<br>「法令、倫理遵守を徹底するとともに、町政に対する町民の信頼を確保し、公益の増進を図ること」を目的としているが、同内容は、地方公務員法及び町でも条例で制定している。なぜ、同じような条例を改めて定めるのですか。                                                                                                           | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No16のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                   |
| (69) | 【第2条】<br>第1条の目的にカスタマーハラスメントに関する記載がないことから、不当要求行為の定義との整合性がない。<br>カスタマーハラスメントと防止に関する条例ならば、整合性があるが。                                                                                                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No52のご意見に関する町からの回答のとおり、一般的に「カスハラ」は、企業等に対する『ハラスメント（嫌がらせ）』と定義しており、「不当要求行為」につきましては、企業等に対する『要求』と定義されております。従いまして、町としましては、ハラスメントだけでなく、『要求行為』を明確に定義する必要があるため、本条例案第2条のとおり、町として、不当要求行為を定義させていただいたものでありますので、ご理解をお願いします。 |
| (70) | 【第6条】<br>条例により、権利の保護の必要性和社会的要請からの制約は最小限必要なものとすべきである。<br>基本的人権と条例との関係、「法の下での平等に関するもの」、「表現の自由の規制」等及び憲法第29条第2項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律で定める」とあるのに、基本的人権を条例で制約することができると解釈しましたが、公共の福祉に該当するのか教えてください。適用できる判断した場合、根拠法令等を教示してください。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>本条例案は、行政指導により目的を達成しようとするものであり、強制力を伴わないものであることから、基本的人権を制約するものではありませんので、ご理解をお願いします。                                                                                                                             |
| (71) | 【第7条】<br>第1条の目的は、公正な職務執行の確保であるが、職場におけるハラスメント及びその他の人権侵害を排除するとともに、それらに起因の防止等の条例でないに条例入れた法的根拠を教示してください。                                                                                                                       | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>恐れ入りますが、「第1条の目的」と「職場におけるハラスメント及びその他の人権侵害を排除するとともに」と「条例でないに条例入れた」の関係性がわかりませんでした。                                                                                                                               |
| (72) | 【第8条】<br>第1条の目的は、公的な職務執行の確保であるが、条例の目的ない不当要求行為に係る事項とある第1条目的にないことを事項について条文化できる法的根拠を教示をお願いします。                                                                                                                                | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No17の回答のとおり、第1条は、本条例案の目的を規定しております。第1条の目的を達成するために、必要な事項を第2条以降の規定で定めるものであります。ご理解をお願いします。                                                                                                                        |
| (73) | 【第8条】<br>職員等による不作為事務処理したことが指摘された案件も含むのか教示をお願いします。                                                                                                                                                                          | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第8条第1項に規定する審査会で調査及び審議する事項は、職員等による不作為事務処理をした場合であっても、第2条に定める不当要求行為に該当する場合は、審査会における審議事項となります。                                                                                                                 |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                     | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (74) | 【第8条】<br>公正な職務執行を確保するために必要な体制の整備等に関する事項とは、具体的にどのような想定し、法的根拠資料等を教示お願いいたします。                                                              | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No22のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                            |
| (75) | 【第8条】<br>前2号に掲げるもののほか、公正な職務執行の確保に関し町長が必要と認める事項とは、具体的にどのような想定し、法的根拠資料等を教示お願いいたします。                                                       | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No27のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                            |
| (76) | 【第8条】<br>審査会は、定員何名か教示をお願いします。<br>構成メンバーは、どのような人を選任するのか教示をお願いします。<br>規則（案）提示されていない理由を教えてください。                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No28のご意見に関する町からの回答でご確認ください。<br>なお、矢吹町パブリックコメント制度実施要綱（平成23年矢吹町告示第23号）に基づき、原則、条例の掲示となっておりますので、ご理解をお願いします。                                                                                                                                                                |
| (77) | 【第10条】<br>要望等の記録について、職員が職務で作成した文書等は、矢吹町情報公開条例に基づき、公文書として開示請求対象になるか教示をお願いします。                                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>職員が職務で作成した文書等は、矢吹町情報公開条例（平成13年矢吹町条例第29号）第7条に規定する情報以外は、原則、公開となります。                                                                                                                                                                                                      |
| (78) | 【第11条】<br>記録の例外について、すべての要望等及び協議等した場合すべて協議録作成することでトラブル避けるため例外規定を作らないことが大切だと思いますがいかがですか。                                                  | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>本条例案第11条における記録の例外については、一般的に、既に公になっている情報、今後対応する必要がない情報、他の制度に基づき記録されるものであり、職員の事務の効率化の観点から設定するものでありますので、ご理解をお願いします。                                                                                                                                                       |
| (79) | 【第12条】<br>不当要求行為を受けたと料したときは、規則で定める規則（案）なぜ提示されていないのか教示をお願いいたします。                                                                         | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No76のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                            |
| (80) | 【第12条】<br>不当要求行為に該当するか判断基準記載されているが、判断基準が規則で定めるのか教示をお願いいたします。                                                                            | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>不当要求行為については、条例案第2条第1項第5号で規定しており、この規定に該当するかどうか判断基準となります。                                                                                                                                                                                                                |
| (81) | 【第12条】<br>審査会を開催しないで町長が警告を発出することできる法的等根拠を提示して教えてください。                                                                                   | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>ご意見いただきました「審査会を開催しないで町長が警告を発出する」とありますが、これは条例案第13条第2項の規定する警告のことと思いますが、これは行政指導という行為で、行政機関が特定の者に対して行い、法令上の強制力を伴わないものであります。一般的に、行政指導は、行政手続法第2条第6号において、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」と定義されており、本条例案では、警告として明示しております。 |
| (82) | 【第12条】<br>町長は、対策責任者から前項の規定による報告を受けたときは警告、公表、その他不当要求行為を中止させるために必要かつ適当な措置を講ずるものとする記載がされているがどのような事案に対しての想定か、及び措置を掲示する（案）規則等掲示するのして教えてください。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No30のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                            |
| (83) | 【第13条】<br>町長が公正な職務執行を妨げる認める記載が基準となる判断基準について法的根拠を掲示していただき教えてください。<br>また、審査会を開催しないで町長が警告できる法的根拠を掲示していただき教示をお願いいたします。                      | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>第13条第1項に規定する「公正な職務執行を妨げる基準」に関する法的根拠はありませんが、一般的には、条例案第2条に規定する不当要求行為により、対応する職員が多大な時間と労力をかけることで、行政運営に多大な影響を与えることが想定されます。<br>また、「審査会を開催しないで町長が警告できる」の法的根拠につきましては、No81のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                               |

| 番号   | 内 容                                                                                                                                                  | 町 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (84) | 【第13条】<br>前項の規定にかかわらず、対策責任者は、不当要求行為が行われた場合は、不当要求行為者に対して、注意をすることができると記載されていますが、判断基準が明示されていない理由を教示してください。                                              | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>ご意見いただきました「判断基準」につきましては、不当要求行為が行われた場合に、警告ではなく、なるべく口頭での注意により、相手の方にご理解いただくことを考えて規定したものですので、判断基準を規定しておりません。今後の状況により判断基準を設ける必要がある場合には、他自治体の事例を踏まえ、具体的に規定してまいりますので、ご理解をお願いします。                                                                     |
| (85) | 【第14条】<br>前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項と記載あるがどのような事案を想定している内容を明確に提示していただき教示をお願いします。                                                                       | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No33のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                   |
| (86) | 【第14条】<br>ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないと記載されているがどのような理由の時は、認める判断基準を明示して教示をお願いいたします。<br>また、審査会で意見を述べさせるのか明確な条文でないので明確するか教示をお願いします。                   | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No34のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                   |
| (87) | 【第15条】<br>町長は、必要に応じ、警察その他の関係機関に対して当該不当要求行為に係る情報を提供することができると記載があるが、不当要求行為を受けたと矢吹町が立証できないで提供した場合、個人情報漏洩及び名誉棄損になると恐れがあるが、何の目的で行う法的根拠を提示しながら教示をお願いいたします。 | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>条例案第15条のとおり「必要に応じ」となりますので、条例案第2条に規定されている全ての不当要求行為を警察等に情報提供するものではなく、不当要求行為が明らかな違法行為である場合、例えば、刑法第222条の脅迫罪、刑法第223条の強要罪、刑法第249条の恐喝罪、刑法第233条の威力業務妨害罪、刑法第130条の不退去罪、刑法第208条の暴行罪、刑法第230条の名誉毀損罪などに当たる行為を行った場合が考えられます。その場合、警察に情報提供を行い、必要な手続きを行うものであります。 |
| (88) | 【第16条】<br>民事保全法に基づき不当要求行為請求できる記載されているがどのような不当要求行為（種類）があり、どの不当要求行為の事案で実施するのか適用される法律名を教えてください。                                                         | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>No41のご意見に関する町からの回答でご確認ください。                                                                                                                                                                                                                   |
| (89) | 私なら「矢吹町職員のハラスメント防止に関する条例（素案）」の立案を作成します。                                                                                                              | ご意見いただき、ありがとうございました。<br>いただきましたご意見は、今後の条例案作成において参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                         |